平成２４年（フ）第２２０９号
北海道江別市大麻園町11番地の12―402号
債務者　木村　　梢
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２１７号
札幌市白石区川北１条３丁目２番25号
債務者　金谷由美子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２２５号
札幌市東区北21条東２丁目１番６―303号
債務者　加島　明美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２４６号
札幌市厚別区厚別西３条３丁目４番27号　13条プラザ201
債務者　永山新一郎
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２６０号
札幌市白石区南郷通１丁目南９番12―201号
債務者　太田　憲一
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２７４号
札幌市豊平区中の島１条３丁目５番１―103号
債務者　丸谷　一彦
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３２９号
札幌市東区北40条東18丁目２番15―107号
債務者　上野　昭文
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５５号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1719番地　ベルピアドリーム上之手222
債務者　武藤設備こと　武藤　光行
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２７６号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕4596番地２
債務者　土居　嗣昭
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２７７号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕4596番地２
債務者　土居　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８６号
群馬県伊勢崎市波志江町503番地　ハイツＫ２－３
債務者　山本　真也
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９２号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代53番地１
債務者　武田　潔忠
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９９号
群馬県伊勢崎市八寸町4770番地９　メゾンＴＢⅢルート17―201
債務者　江黒　浩一
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０８号
群馬県前橋市天川大島町1091番地10　天川マンション１－２号
債務者　喜楽　浩之
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１０号
群馬県伊勢崎市宮子町3574番地２　ライヴリタウン202
債務者　延命　千秋（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１１号
群馬県前橋市青柳町445番地２　ユーワ岡田206号
債務者　森下　理枝
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６０号
群馬県富岡市神成811番地
債務者　折茂　雅義
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３６９号
埼玉県比企郡ときがわ町大字西平673番地
債務者　吉村みどり
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部